

# 鹿屋市長期優良住宅の認定等に関する手数料一覧表

※平成28年4月1日現在

## ○第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく認定申請

<b>1 長期優良住宅建築等計画認定手数料</b>
【表1又は表2の区分の額】÷【申請住戸数】（千円未満切り捨て）
<b>2 長期優良住宅建築等計画認定手数料</b> （同時に確認の申請書を提出する場合）
【表1又は表2の区分の額】÷【申請住戸数】（千円未満切り捨て）…A 【建築主事に確認申請を行った場合に必要となる手数料】…B <b>A及びBで算定した手数料を合算した額</b>

### 表1 住宅の新築

区分	※登録住宅性能評価機関の発行する適合証又は品確法に基づく住宅性能評価書（以下「適合証等」という。）の有無	
	適合証等あり	適合証等なし
1戸建ての住宅	13,000円	50,000円
長屋等（総住宅戸数：1戸を超え5戸以内）	28,000円	121,000円
長屋等（総住宅戸数：5戸を超え10戸以内）	48,000円	197,000円
長屋等（総住宅戸数：10戸を超えるもの）	90,000円	394,000円

### 表2 既存住宅の増築・改築

区分	※登録住宅性能評価機関の発行する適合証の有無	
	適合証あり	適合証なし
1戸建ての住宅	19,000円	72,000円
長屋等（総住宅戸数：1戸を超え5戸以内）	38,000円	172,000円
長屋等（総住宅戸数：5戸を超え10戸以内）	66,000円	280,000円
長屋等（総住宅戸数：10戸を超えるもの）	118,000円	555,000円

## ○第8条第1項の規定に基づく計画の変更認定申請

第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく認定申請と同額

## ○第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における変更認定申請

1戸につき……4,000円

## ○第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請

1戸につき……4,000円

## ○長期優良住宅建築等計画の認定に関する各種証明

1件につき……200円